

美方町・村岡町・香住町

合併協議会だより

第13号

平成17年2月発行



【香住町の町章】 昭和34年10月制定

“カスミ”の「カ」を図案化したもので、まるく表示することによって融和を、先端両側の羽根は未来に向って大きく躍進する町の姿を象徴したものの



【村岡町の町章】 昭和30年4月制定

村岡町の「ム」「ラ」を組合わせを図案化したもので、平和と団結、中央鋭角と右に伸びる翼で発展向上を表わし、躍進村岡町の姿を象徴したものの



【美方町の町章】 昭和35年4月制定

美方町の「み」を躍動的に図案化したもので、融和と団結、飛躍発展を象徴したものの

1月20日、総務大臣により廃置分合の告示がなされました。これにより4月1日に香美町が誕生することが決定し、各町役場に懸垂幕が設置されました。

また、第19回合併協議会が1月26日、美方町総合センターで開催されました。新町の行政組織や各種事務事業の取扱いについてなどの報告が行われました。

2月15日から香美町町章の募集を行います。詳しくは8ページをご覧ください。

Contents

- 官報告示について P 2
- 第19回合併協議会 P 2～7
- 「香美町」町章デザイン募集について P 8

昨年12月22日に兵庫県知事が廃置分合を決定した旨を総務大臣に提出したことに伴い、1月20日に総務大臣により廃置分合についての告示がなされました。また、香美町の属すべき郡の区域を美方郡とすることについても告示がなされました。

総務省告示第七十八号

町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により城崎郡香住町、美方郡村岡町及び同郡美方町を廃止し、その区域をもって香美町を設置する旨、兵庫県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年一月二十日

総務大臣 麻生太郎

総務省告示第七十九号

郡の区域決定

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、城崎郡香住町、美方郡村岡町及び同郡美方町を廃止し、その区域をもって香美町を設置することに伴い、同法第二百五十九条第三項の規定により、同町の属すべき郡の区域を美方郡とする旨、兵庫県知事から届出があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年一月二十日

総務大臣 麻生太郎

第19回合併協議会を開催

1月26日、美方町総合センターで、第19回合併協議会が開催され、各報告がなされました。

報告事項

①町の廃置分合と郡の区域決定について、知事の処分決定と総務大臣の告示について報告がなされました。

②新町の特別職等報酬等検討委員会への諮問及びその答申について報告が行われました。答申の内容については下図のとおりです。

③新町の行政組織について報告が行われました。新町の組織は部制とし、8部（局）24課（室）で組織されることとなりました。（3ページ参照）

④新町の町章を募集することについて報告されました。（募集内容については8ページに掲載）

★行政委員会委員の報酬★

区 分	報 酬 の 額
教育委員長	委員長 月額 27,000円
	委員 月額 22,000円
選挙管理委員会	委員長 年額 80,000円
	委員 年額 67,000円
監査委員	識見委員 月額 27,000円
	議会選出委員 月額 22,000円
農業委員会	会長 月額 20,000円
	委員 月額 15,000円
固定資産評価審査委員会	委員長 日額 7,300円
	委員 日額 6,800円

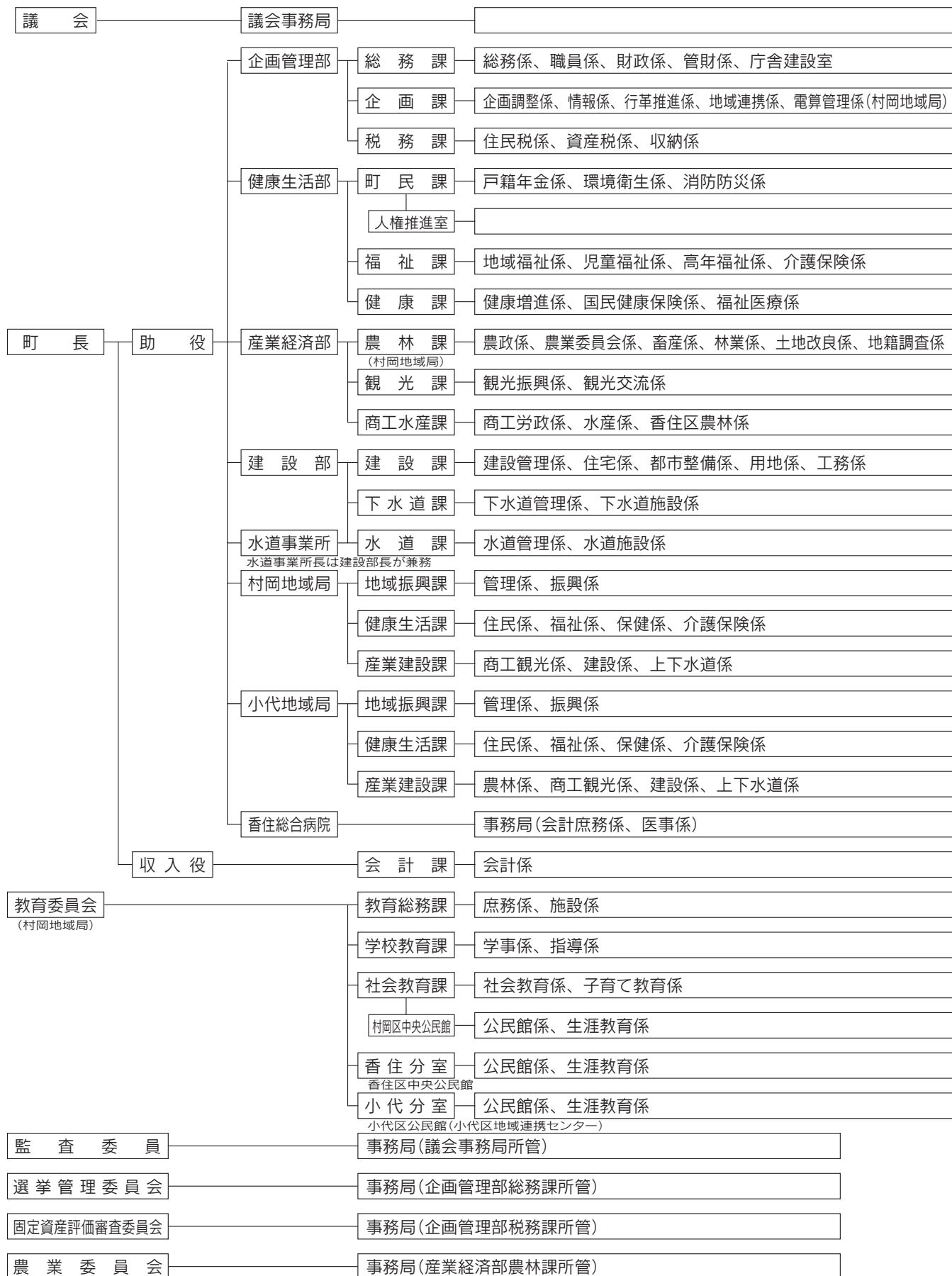
★特別職等の給与★

区 分	給 料 の 額
町 長	月額 818,000円
助 役	月額 654,000円
収入役	月額 601,000円
教育長	月額 601,000円

★議会議員の報酬★

区 分	給 料 の 額
議 長	月額 321,000円
副 議 長	月額 237,000円
常任委員長	月額 219,000円
議会運営委員長	月額 219,000円
議 員	月額 214,000円

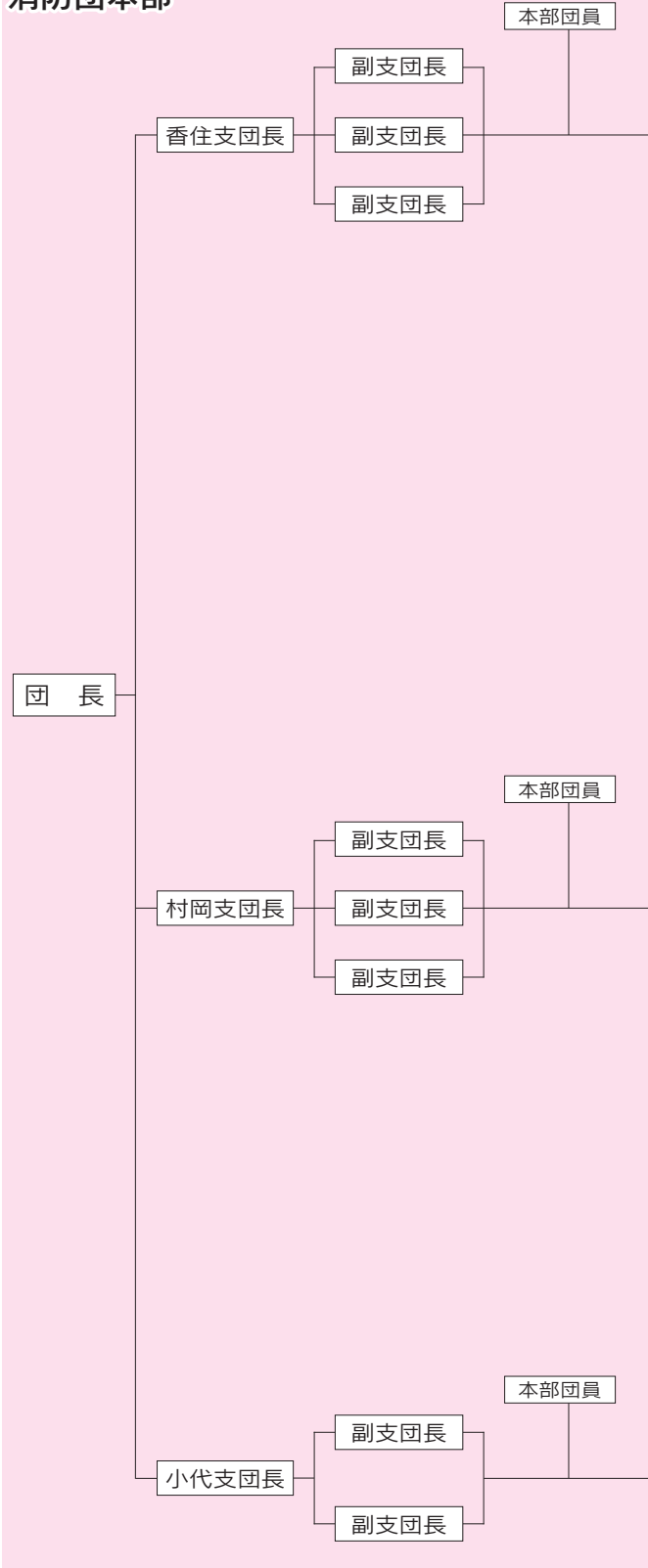
香美町の行政組織図(案)



保育所、幼稚園、小・中学校、学校給食センター、診療所、福祉施設、衛生処理施設、文化施設等は表記していないが、それぞれ担当の課等で所管することとする。

香美町消防団組織図

消防団本部



香住特設分団	第1部
	第2部
香住第1分団	第1部
	第2部
香住第2分団	第1部
	第1部
	第2部
香住第3分団	第1部
	第2部
	第3部
香住第4分団	第1部
	第2部
	第3部
香住第5分団	第1部
	第2部
余部分団	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
	第5部
柴山分団	第1部
	第2部
	第3部
佐津分団	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
奥佐津第1分団	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
奥佐津第2分団	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
長井第1分団	第1部
	第2部
長井第2分団	第1部
	第2部
	第3部

村岡特設第1分団	
村岡特設第2分団	
村岡特設第3分団(旧福岡特設分団)	
村岡特設第3分団(旧味取・原特設分団)	
村岡第1分団	村岡・鹿田部
	用野部
	大糠部
	光陽部
村岡第2分団	相田・神坂部
	萩山部
	板仕野部
村岡第3分団	高井・寺河内部
村岡第4分団	耀山部
	市原部
村岡第5分団	八井谷部
	大野部
	黒田部
村岡第6分団	口大谷・中大谷部
	大笹部
	高坂部
村岡第7分団	池ヶ平部
	和池・森脇部
村岡第8分団	宿部
	日影部
	作山部
村岡第9分団	入江・和田・小城部
	長板部
村岡第10分団	熊波部
	相岡部
村岡第11分団	川会部
	和佐父部
	丸味部
	高津部
	長須部
	長瀬部
	山田部
	境部

小代特設第1分団	秋岡第1部
	秋岡第2部
小代特設第2分団	大城1部
	大城2部
小代第1分団	神塚部
	広井部
	水間部
小代第2分団	実山部
	平野部
小代第3分団	茅野部
	新屋部
小代第4分団	東垣鍛冶屋部
	佐坊部
小代第5分団	貴田部
	忠宮部
小代第6分団	神水部
	寺石部

消防団の取扱い
 消防団組織、団員報酬・出動手当について報告されました。消防団については合併時に1消防団に再編されることになりました。消防団の組織図、団員定数及び報酬は別表のとおりです。

⑤各種事務事業の取扱いのうち、主なものを掲載します。

●団員定数及び報酬

階級	定数(人)	報酬額(一人当り)
団長	1	100,000円
副団長(支団長)	3	90,000円
副団長(副支団長)	8	57,000円
分団長	特設分団	20 42,000円
	普通分団	29 34,000円
副分団長	特設分団	7 31,000円
	普通分団	31 27,000円
部長	特設分団	11 26,000円
	普通分団	85 23,000円
班長	特設分団	14 21,000円
	普通分団	131 18,000円
団員	特設分団	117 17,000円
	普通分団	696 15,500円
計	1,153	

※上記の団員報酬は平成18年度から実施し、平成17年度は調整期間とする。ただし、団長は平成17年度から報酬額を100,000円とする。



●資源ごみの回収奨励金

対象団体
区、PTA、婦人会等の団体(団体登録した団体)

区 分	奨励金の額
新聞	3円/kg
雑誌	3円/kg
ダンボール	3円/kg
紙パック	3円/kg
布類	3円/kg
ビン類	3円/本
アルミニウム	3円/kg

●分別及び収集回数

区 分	回 数
燃えるごみ	週2回
プラスチック	週1回
カン・ビン	週1回
雑・粗大ごみ	月2回
危険ごみ	月1回
資源ごみ類 (村岡区は除く)	月1回

環境関係事務事業の取扱い
ごみ収集業務、資源ごみの回収奨励金交付事業について別表のとおり報告されました。なお、ごみ収集体制については、平成17年度は現行のとおり行われま

●保 育 料

階 層 区 分		3歳児未満	3歳児以上
1	生活保護による被保護者世帯 (単純世帯含む)	0円	0円
2	第1階層及び第4回階層～ 第7階層を除き、前年度分 の市町村民税額が次の区分 に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	7,200円
3		市町村民税 課税世帯	16,500円
4	第1階層を除き、前年度分 の所得税課税世帯であって、 その所得税額の区分が次の 区分に該当する世帯	64,000円未満	22,500円
5		64,000円以上 160,000円未満	28,900円
6		160,000円以上 408,000円未満	33,500円
7		408,000円以上	36,000円

保健医療関係事務事業の取扱い
予防接種事業、診療所手数料・使用料について報告されました。予防接種事業について、インフルエンザ以外は自己負担の必要がなくなりました。

福祉関係事務事業の取扱い
保育所、福祉医療、長寿祝金等支給事業、介護予防事業について報告されました。保育料、介護予防事業については別表のとおりです。

●介護予防事業

事業名	対 象 者	
生きがい活動支援通所事業	概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、老衰・心身の障害及び疾病の理由により寝具の衛生管理が困難なもの	
外出支援サービス事業	① 概ね65歳以上の高齢者であって、一般の交通機関の利用が困難な者 ② 概ね60歳以上の高齢者であって、下肢不自由な者	
「食」の自立支援事業	概ね65歳以上の在宅で高齢者であって「食」の自立支援の観点からサービスを提供することが必要であると町長が認めた者	
生きがい活動支援事業	転倒骨折予防教室	概ね60歳以上の高齢者
	足指・爪のケアに関する事業	高齢者とその同居家族
	高齢者食生活改善教室	高齢者及び高齢者を抱える家族
	筋力トレーニング事業	概ね60歳以上の在宅高齢者であって、事業実施により効果が期待できる者
	住宅改修事業	要介護状態にある高齢者又は、要介護状態になるおそれのある高齢者等がいる家庭で、高齢者向けの居室等の改良を希望する者
家族介護教室	高齢者を介護している家族や近隣の援助者等	

●土地改良関係町単独補助事業

区 分	要 件 等	区 分
農 道	長さ50m以上、幅2.5m以上、受益者3名以上 事業費 500万円未満	55%以内
農 道 橋	幅2.5m以上、受益者3名以上 事業費 500万円未満	
かんがい排水路	長さ50m以上、受益者3名以上 事業費 30万円以上500万円未満	
揚 水 機	1箇所、受益者3名以上	
た め 池	事業費 30万円以上500万円未満	
ほ 場 整 備	50a以上2ha未満、受益者3名以上 事業費 200万円以上1,000万円未満	
農林道補修用原材料	農林道を補修するための生コンクリート、砕石等	90%以内
小災害復旧事業	農地：受益者1名以上、事業費13万円以上40万円未満	50%以内
	施設：受益者2名以上、事業費13万円以上40万円未満	65%以内
	なお、激甚指定を受け、町が事業主体となり施工した場合は、分担金徴収条例に準ずる。	

農林水産関係事務事業について
 土地改良受益者負担、土地改良町単独補助、農地等災害復旧、
 林業振興補助、林業用施設等災害復旧、治山受益者負担、有害鳥
 獣防止対策事業について報告されました。土地改良関係町単独補
 助事業、有害鳥獣防止施設整備については別表のとおりです。

●有害鳥獣防止施設整備（概要）

【事業者】

地区、集落、農会及び農事組合等農林業を営むもので組織する団体

【補助率】

基準金額（別記）の1/2以内

【補助対象機器】

電気柵、トタン柵、ネット柵、猿防止柵、移動型捕獲柵
 ※ただし、新品のみとする

【耐用年数】

5年

※過去5年間に受益地として、補助金を支給された農地については、補助金支給しないものとする。ただし、期間内においても軽微な変更（当初申請額の30%以内とする。）に要する差額についての補助金支給は除くものとする。

【確 認】

現地確認

【台帳管理】

5年間管理

《別記》

	基準単価	備 考
電気柵用本体	36,000円/台	3000m ² 毎に1台
電気柵コード(2本)	100円/m	ガイシ、ポール含む
電気柵コード(3本)	300円/m	ガイシ、ポール含む
トタン柵	300円/m	竹杭等含む
ネット柵	100円/m	ポール等含む
ワイヤーメッシュ柵	200円/m	
猿防止柵	300円/m	ポール等含む
捕獲檻	173,000円/台	イノシシ対応とする

※適宜、見積書徴収の上、基準単価を変更する。



中小企業振興資金融資
 制度について別表のとおり
 報告されました。

工商観光関係事務事業に
 ついて

●中小企業振興資金融資制度

融資対象	町内に6ヶ月以上事務所を有し、申請時まで町の徴収金に滞納がない個人及び法人
融資条件	①資金用途 運転資金又は設備資金 ②融資の種類 短期資金及び長期資金 ③融資限度額 短期-運転資金1,000万円以内 長期-運転資金 500万円以内 設備資金1,000万円以内 ④融資期間 短期-1年以内 長期-運転資金5年以内 設備資金7年以内 ⑤融資利率 短期資金-1.5% 長期資金-2.1%

建設関係事務事業の取扱い
町道新設改良等受益者負担、除雪機購入補助制度について別表のとおり報告されました。

●町道新設改良等受益者分担金の負担率

種別	基準の内容			負担率
町道 (含む橋梁)	特定区間	1級町道	2級町道	0.0%
	3級町道	集落内	幅員3m未満の場合事業費に対して	10.0%
			幅員3m以上の場合事業費に対して	0.0%
		集落外	事業費に対して	20.0%
河川				0.0%
急傾斜	公共施設関連			0.0%
	一般	災害フォロー		0.0%
		その他	県認定事業費	2.5%
	県単独	県認定事業費		2.5%

●除雪機購入補助制度

補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ①ロータリー式であること。 ②エンジンの出力は、25馬力以下であること。 ③更新に係る機械については、購入後8カ年を経過後に更新するもの。
補助基準	<p>補助率は、補助対象事業費（200万円を限度）に対して40%とする。</p> <p>ただし、補助対象事業費に対する補助残金が1世帯につき次に定める額を乗じて得た額を上回る場合は、その上回る額を補助金に上積みする。</p> <p style="text-align: center;">$10,000円 \times (補助対象事業費) / 80万円$</p>

●水洗便所等改造資金あっせん及び利子補給制度

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①処理区域内の住宅所有者又は改造工事について当該住宅の所有者の同意を得た使用者 ②独立の生計を営んでいる者で、償還能力を有する者 ③町の徴収金を滞納していない者 ④汚水の処理開始の公示の日から3年以内に改造工事を行う者
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ①汲み取り便所を水洗便所に改造する工事（浄化槽を廃止し、公共下水道等に接続する工事を含む） ②汚水を排除するための排水設備の設置又は改造する工事 ③上記の工事に伴う壁、床等の補修工事
補助基準	<ul style="list-style-type: none"> ①利子補給の基礎額 1戸につき30万円以上150万円以内で町長の査定した額 ②利子補給の率 融資利率の利子相当額とし、3%を限度とする ③融資金を受けた者と取扱金融機関とが当初に定めた約定弁済期間以内

水道・下水道関係事務事業の取扱い
水洗便所等改造資金あっせん及び利子補給制度について、別表のとおり報告されました。

社会教育関係事務事業の取扱い
人権啓発推進に関する条例について次のように報告されました。

「人権啓発推進条例」

条例中、委員会の庶務を町長部局の担当にするほかは、現「香住町人権啓発推進条例」のとおりとする。

「人権啓発推進委員の数」

15人以内（学識経験者、人権擁護委員、町内各種団体役員、小中学校長）

「人権啓発推進委員会の開催回数」

年1回及び必要に応じ随時開催

「人権啓発推進委員会の庶務」

町長部局において処理する。

かみ 「香美町」

町章デザイン募集



平成17年4月1日に誕生する香美町の町章を募集します！
みなさんからのご応募をお待ちしています！！

【応募資格】

応募資格は問いません。(同一人による応募は2点以内)

【募集期間】平成17年2月15日から平成17年3月18日(郵送の場合は当日消印有効)

【募集内容】

- ①香美町のイメージにふさわしい町章であること。
- ②まちづくりのキャッチフレーズである「美しい山・川・海 人が躍動する 交流と共生のまち」にふさわしい町章であること。
- ③町旗、バッチ等にも使用できるデザインであること。
- ④用紙の地色を含め4色以内とする。なおグラデーション(ぼかし)は不可とする。
- ⑤単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものであること。
- ⑥他の市町村章、他商標等と類似しないデザインであること。
- ⑦自作の未発表作品であること。

【賞金】

最優秀賞 1点 20万円

優秀賞 2点以内 各5万円

※ 応募用紙は配布チラシにあります。

※ 詳しい応募方法は配布チラシまたはホームページをご覧ください。

URL <http://www.mmk3t-gappei.com/>

【応募先】

《郵送又は持参の場合》

〒667-1368 兵庫県美方郡村岡町入江711-2 射添会館内
美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局

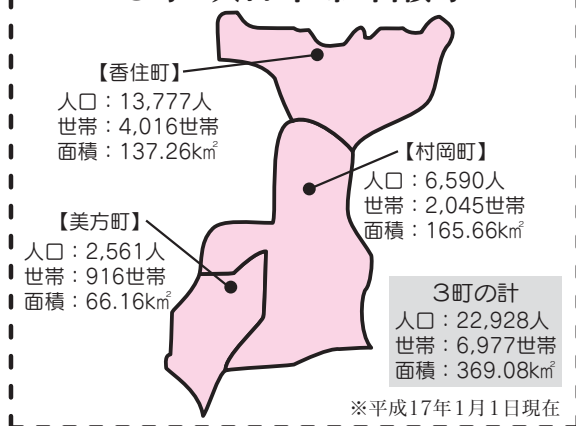
《持参の場合》

〒667-1503 兵庫県美方郡美方町大谷564-1 美方町役場 総務課

〒667-1392 兵庫県美方郡村岡町村岡390-1 村岡町役場 総務課

〒669-6592 兵庫県城崎郡香住町香住1595-3 香住町役場 総務課

3町の人口・世帯・面積等



事務局の合併紀行

1月20日、総務大臣により廃置分合の告示がなされました。これにより4月1日香美町が誕生します。これに伴い香り高く美しい町にふさわしい香美町の町章を募集することになりました。「美しい山・川・海人が躍動する 交流と共生のまち」をイメージするすばらしい香美町のシンボルマークをお待ちしております。

【発行】 美方町・村岡町・香住町合併協議会

【住所】 〒667-1368

兵庫県美方郡村岡町入江711番地の2(村岡町射添会館内)

電話 (0796)99-5050

FAX (0796)95-0221

E-mail mmk3t-gappei@fine.ocn.ne.jp

URL <http://www.mmk3t-gappei.com/>